

理事会議事録作成上の注意点

公開：平成18年5月29日

訂正：平成20年3月31日

長野県中小企業団体中央会

平成18年5月施行の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及び平成19年4月の組合法の改正により、「中小企業等協同組合法（以下組合法という）」及び「中小企業団体の組織に関する法律（以下団体法という）」が改正され、平成18年5月1日に施行されました。この改正に伴う理事会議事録作成上の当面の注意点は1～3に集約されます。4と5は新設された項目です。6以降には従来からの注意点も含んでおります。

1. 出席理事の記名押印について

今回の改正によって、議事録が書面で作成されているときは、出席理事がこれに署名し、又は記名押印しなければならないと明示されました（組合法第36条の7、団体法第5条の23及び第47条）。このことにより「記名押印」と「署名」を任意に選択できることになりました。

しかし、登記に関しては改正後も商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されていることから、代表理事の登記等にあっては従来どおり商業登記規則に基づき記名押印が求められています。このことから、出席理事の署名ではなく「記名押印」が望ましいといえます。

署名 ... 本人が直筆で氏名を書くこと。いわゆる本人のサイン。

記名押印 ... タイプ打ち、ワープロ打ちあるいはあらかじめ氏名を刻んだゴム印を押し、押印すること。

2. 従来の記事事項との違い

従来の記事事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定）に基づき既に作成された理事会議事録については、「(3)決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」と「(4)出席した理事及び監事の氏名」中の「監事の氏名」以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられます。

また、改正施行規則に規定された記事事項は、最低限の記事事項であり、これまで記載していた「招集年月日」、「理事数及びその出席者数」、「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えありません。

3. 改正後の議事録の記事項目（例）監査権限を業務にしている組合の場合

（組合法施行規則第3条の2、団体法施行規則第1条の2の7）

改正後の理事会議事録記載項目（例）

- (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席組合員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
 - (11) 組合と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
の事項の提案をした理事の氏名
理事会の決議があったものとみなされた日
議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
理事会への報告を要しないものとされた日
議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事会議事録記載例

注) 監査権限を会計監査に限定している議事録の例であり、監査権限を業務監査としている方は、中央会にお尋ねください。

4. 書面のみあるいは電磁的方法のみによる理事会決議

実際に理事会を開催することなく、理事会の決議の目的である事項を事前に提案し、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる(組合法36条の6、団体法第5条の23及び第47条)ようになりました。

この場合の議事録の最低限の記載項目は次のとおりです。

(組合法施行規則第3条の2、団体法施行規則第1条の2の7)

- イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ロ イの事項の提案をした理事の氏名
- ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ニ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

5. 理事会への報告が不要とされた場合の議事録の記載項目

理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない(組合法36条の6、団体法第5条の23及び第47条)ことになりました。

この場合の議事録の最低限の記載項目は次のとおりです。

(組合法施行規則第3条の2、団体法施行規則第1条の2の7)

- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

6. 理事会の招集

開催日の1週間前までに通知を発してするものとされています。しかし総会と同様に、定款で招集期間を短縮することができます。理事全員の同意があるときは、この招集手続きを経ないで開くこともできます。

7. 理事会の決議

理事の過半数(理事の定数の過半数ではない)が出席し、その過半数で決めます。理事は、定款の定めがあれば書面による方法や電磁的方法によって議決に加わることができます。一方、理事の代理は認められず、特別利害関係人となった理事の議決参加も認められません。

8. 理事会の議長

代表理事があたるのが普通であるが、理事の互選によって議長を選任することもできます。この議長は、総会の議長と異なり議決に参加できますが、可否同数の場合は議

長に決定権はなく、否決となります。

9. 署名または記名押印した年月日は実際に議事録を作成した年月日であること

10. 原本証明

本来、議事録は捺印されたものが原本として1部作成されるべきものなので、総会の議事録と同様に所管行政庁や法務局へ提出する理事会の議事録は、原本の写しをとり(コピーし)、余白の部分に以下の様に原本証明をする必要があります。

この議事録は原本に相違ありません。			
平成	年	月	日
住	所	長野県	市 番地
組	合	名	協同組合
代	表	理	事
			印